

# 巻 頭 言

## 「公益事業」としての宅建試験の推進

財団法人 不動産適正取引推進機構

理事 伊 藤 博

本機構が昭和59年4月に設立された際、私が会長を務める（社）全国宅建物取引業協会連合会（以下「全宅連」という。）並びに（社）全国宅地建物取引業保証協会（以下「全宅保証」という。）では、不動産取引に係る苦情・紛争の未然防止と公正迅速な処理は、不動産業界の信頼向上と消費者保護に資することから、2億円の出損金拠出等、本機構設立に積極的に協力させていただきました。

また不動産業に従事する者にとって登竜門である宅建試験は、行政改革の一環として、都道府県の直轄事業から建設大臣（現 国土交通大臣）の指定機関に委任され、昭和63年より現在に至るまで、本機構が宅建試験の試験事務実施機関となっております。初年度の昭和63年には、従来からの事業運営を評価いただいたのか、全宅連傘下の32宅建協会が道府県知事からの推薦を得て、協力機関として現在に至るまで事業協力を行っております。その後、5宅建協会が新たに協力機関として選定され、現在では37宅建協会が本機構の実施する宅建試験の協力機関として、適正な事業運営に当たっています。（大分宅建協会が平成27年より協力機関となる予定です）

宅建協会といたしましても、宅建試験は不動産業界における人材育成事業の出発点であり、宅建主任者証更新時の5年ごとに義務付

けられております法定講習事業と合わせて大きな公益事業の柱と位置付けております。

折しも政府では平成25年11月末までに、既存の公益法人は公益認定法人か一般法人へ移行しなければならないという公益法人制度改革を推進しており、本機構が今般の制度改革に対してどのような選択を行うかは、本機構の実施事業を勘案して、なお慎重な検討が必要でありましょう。一方、私ども全宅連及び全宅保証は、4月1日より公益社団法人へ移行し、大半の宅建協会は公益社団法人の移行を目指して鋭意取り組んでおります。

そうした中で、愛知、東京、香川、北海道、福島、愛媛、青森、滋賀、高知、鹿児島、三重、和歌山等の各宅建協会では、宅建試験への事業協力も公益目的事業として認定されました。この宅建試験の認定は、後に続く宅建協会にとっても勇気付けられるとともに、不動産業界における人材育成事業が公益認定法に基づき、評価されている点においても大変喜ばしいことでもあります。

私ども全宅連・全宅保証、宅建協会はさらなる不動産業界における人材育成事業を推進していくとともに、これを機に全ての宅建協会が本機構の実施する宅建試験の協力機関になれることを期待してやみません。